令和８年８月31日

沖縄県議会議長

中　川　京　貴　殿

派　遣　議　員

（１）県内派遣議員

団　長　　小　渡　良太郎

喜屋武　　力　　仲　里　全　孝

又　吉　清　義　　米　須　清一郎

玉　城　健一郎　　大　田　　守

仲宗根　　悟　　高　橋　　真

比　嘉　瑞　己　　当　山　勝　利

（２）県外派遣議員

団　長　　小　渡　良太郎

喜屋武　　力　　大　田　　守

比　嘉　瑞　己

「常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

１　派　遣　議　員

（１）県内派遣議員

団　長　　小　渡　良太郎

喜屋武　　力　　仲　里　全　孝

又　吉　清　義　　米　須　清一郎

玉　城　健一郎　　大　田　　守

仲宗根　　悟　　高　橋　　真

比　嘉　瑞　己　　当　山　勝　利

（２）県外派遣議員

団　長　　小　渡　良太郎

喜屋武　　力　　大　田　　守

比　嘉　瑞　己

２　派　遣　目　的

令和８年第２回議会（定例会）の７月13日の会議において議決された上記の意見書及び同抗議決議の趣旨を関係要路に要請するため。

３　派　遣　期　間

令和８年７月23日(木)（１日）（県内要請）

令和８年８月12日(水)及び13日(木)（２日間）（県外要請）

４　要　請　日　程

別紙のとおり

５　要　請　概　要

団長が意見書及び同抗議決議の趣旨を説明した後、常態化する嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練に抗議し、訓練の中止について強く要請した。

６　要請における対応者の主な発言及び質疑応答の概要（要請順）

〈県内要請　令和８年７月23日(木)〉

⑴　沖縄防衛局長　村　井　　勝

日頃から沖縄県の皆様には大きな基地負担を受け入れていただいている。米軍の運用に伴って発生する様々な影響により負担をおかけしていることについて、沖縄防衛局長として重く受け止めている。

我々防衛省としては、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、日米安全保障条約の目的達成のため、米軍がパラシュート降下訓練を含む様々な訓練を適切なタイミングで実施することは、即応体制を維持する観点から重要であると考えている。その上で、パラシュート降下訓練については、日米間の合意に基づき伊江島補助飛行場で実施することが基本であり、嘉手納飛行場の使用はあくまで例外的な場合に限られている。このことは日米間でこれまでも繰り返し確認してきている。このような認識の下、例外的な場合に該当すると米側が判断した具体的な事情について、訓練のたびに確認している。沖縄防衛局としては、米側に対し、訓練の実施に当たっては公共の安全に妥当な考慮を払うとともに周辺地域への影響を最小限にとどめるよう、引き続き働きかけていく考えである。

（主な質疑応答）

Q　今回、米軍に要請しようとしたが、在日米軍沖縄地区事務所からは第18航空団へ直接要請してもらいたいと、第18航空団からは日本政府の所管部署を尋ねるようにと、たらい回しにされた状況にある。

A　嘉手納基地がしかるべき立場にある県議会の要請を受けないことについては、個人的にはいかがなものかと思うため、そのような指摘があった点もしっかりお伝えしたい。

Q　例外については、一つ一つどういった取扱いになっているか全部確認しているという認識でよいか。

A　伊江島が基本で嘉手納は例外というのは、日米間の共通認識である。米側の運用に関することなのでつまびらかに説明できないところであるが、我々はうのみにするのではなく、なぜ嘉手納でやらざるを得ないのか、その必要性や理由について政府としてしっかり確認を取っている。

Q　地元嘉手納町からも毎回要請が来ている状況であるが、防衛局としては、この訓練が日米合意にのっとったものと認識しているのか、それとも控える

べきだというスタンスなのか。
A　地元の皆様の声は受け止めている。なぜ例外的な場合に該当するのかは、日米間でやり取りして確認してきており、これまでの降下訓練は、日米合意に沿って行われているものと考えている。当然安全第一であり、その点はその都度米側と確認している。

Q　我々や多くの県民は、連続で行われていることは常態化だと捉えている。防衛局の認識は、住民と乖離しているのではないか。米側にしっかり話してほしい。
A　常態化があってはいけないと思っている。嘉手納は例外的な場合であるため、引き続きしっかり米側と確認し、実施に当たっては安全を求めていく。

Q　６月４日の訓練はどういった例外的なケースに当たるのか。
A　即応性の維持から訓練する必要があり、そのタイミングでは伊江島で安全に行うことが困難であったため、例外的な場合として嘉手納で実施したと聞いている。

Q　隊員の安全と即応体制の維持を掲げれば、どんな場合でもできるのではないか。米側の言うことは全てよしと考えているのか。
A　米側が実施するたびに、なぜ嘉手納でやらざるを得ないかを確認し、そのやり取りの中で我々もやらざるを得ないと判断してきている。

Q　隊員の安全が優先されて、なぜ嘉手納町民の不安や安全はないがしろにされているのか。沖縄防衛局は、訓練が常態化していることを抗議すべきである。
A　我々も地域の安全を第一に話し合っている。周辺住民の皆様の安全性に不安があることは、引き続きしっかり話していきたい。

Q　アメリカの言うとおりとするならば主権国家とは言えない。日本国として県民の側に立って物を言うべきではないのか。
A　住民の皆様の安全は第一であり、不安の声はしっかり米側に伝えている。安全第一であることを米側と話し、伊江島が基本であり、嘉手納は例外であるという合意を我々はしっかり守らなければいけない。

Q　安全第一なら、なぜ狭隘な島の飛行場を使用するのか。広大な洋上の訓練

区域を使用するなど具体的にアメリカへ提案すべきではないか。

A　米側も国外でできるものは国外でやっていると説明を受けている。即応性維持の中でどうしても沖縄でやらざるを得ないものがあり、日米合意に基づいて伊江島を基本、嘉手納は例外としてやってきている。

Q　事前に通告があり、打合せを行って実施されているのか。

A　米側から連絡を受ければ、なぜ嘉手納でやらなければならないのかをしっかり話している。詳細はお伝えできない部分もあるが、理由を確認した上で合意に沿っているかを都度確認している。米側の言葉をうのみにせず政府としてしっかり確認している。

Q　今までの形で受け入れてもらえないなら、伝え方を工夫すべきではないか。どのように努力しているか。

A　議会からの決議等は重く受け止め、米側や本省に伝えている。日米合意に沿って安全性が確保されることが大前提であり、むやみに実施されることがあってはならない。不安の声を伝えつつ米側と協議していきたい。

Q　例外の詳細が話せないのは、国と国の密約があるのか。

A　密約ではない。米軍の運用上、対外的に言えないことがある。我々も政府として確認と説明の責任があり、お伝えできる内容をお話ししている。日米合意に沿って行われることが重要であり、引き続き議論していく。

Q　伊江島は離着陸できる状態であり、嘉手納で実施するのはルール無視ではないか。主権国家としてアメリカ政府にしっかり言うべきである。

A　基地があることは住民にとって大きな問題であり、米軍の活動は日米間の合意に沿って行われるべきというのが我々の基本的な譲れない立場である。安易に米軍の言うことを受け入れているわけではなく、なぜ例外的なのかをしっかり確認している。引き続き米側と話していきたい。

⑵　外務省沖縄事務所特命全権大使　紀　谷　昌　彦

特命全権大使不在のため、篠原亮子副所長に手交した。

（副所長　篠原　亮子）

日頃から沖縄県の皆様には大きな基地負担を担っていただいており、それに伴って発生する様々な影響で御負担をおかけしていることについては、大

変重く受け止めている。

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、日米安全保障条約の目的達成のため、米軍がパラシュート降下訓練を含む様々な訓練を必要なタイミングで実施することは、即応体制を維持する観点から極めて重要であると我々は考えている。その上で、パラシュート降下訓練については、日米間の合意に基づいて伊江島補助飛行場で実施することが基本であり、嘉手納飛行場の使用はあくまで例外的な場合に限られると認識している。このことは日米間で繰り返し確認してきている。例外的な場合に該当すると米側が判断した具体的な事情については、訓練を行うたびに日本側から確認してきている。引き続き米側に対しては、訓練の実施に当たっては公共の安全に妥当な考慮を払うとともに、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう働きかけていく。

（主な質疑応答）

Q　例外的と言いながら常態化している。地域との信頼関係が大切であり、県議会と一緒になって外務省も徹底的に取り組んでほしい。

A　米側に一番求めているのは、地域の安全性であり、負担を少なくすることを徹底してほしいと伝えている。米側も隊員や地域の安全性を最も重視しながら総合的に確認した上で、国外や県外でできるものはそちらで行い、県内かつ嘉手納でしかできない場合に行っていると説明を受けている。

Q　例外について、外務省沖縄事務所として確認しているか。どういう認識か。

A　日本政府全体として例外的な場合にのみ嘉手納で行う原則を確認しており、一つ一つの訓練においてどのような判断の下該当すると整理するのか、我々も確認している。

Q　説明を聞くと地域の声と乖離している。日米合意を担っているのは日本政府であるが、他人事に感じられる。米側の言うことをそのまま受け入れているだけではないか。

A　日米間で約束したルールの下で正しい運用がされているか、日本については日本側が判断する。米側がどういう判断で何をしたか説明を聞いた上で、我々も例外的な場合として実施されているかどうかを毎回判断している。

Q　される側は危険性や負担を指摘しており成り立っていない。まずは合意どおりではないという認識を日本政府として持ち、相手に改善を求めてほしい。

Ａ　（要望にとどまり、次の質問へ移った。）

Ｑ　今回の要請について、深刻な外交的課題と受け止められているか。
Ａ　米軍の運用に関わる話であり、我々の仕事、課題であると捉えて対応している。

Ｑ　嘉手納で訓練が繰り返されている事態は、日米両政府が約束している沖縄の負担軽減への明らかな逆行である。当初決めたルールが形骸化され、外交的矛盾をはらんでいないか。
Ａ　厳しい安全保障環境の中で米軍の即応体制を維持することは重要である。その上で、訓練のやり方については日米合意の下、嘉手納飛行場の利用は例外的な場合に限ると考えられている。国外や県外でできるものはそちらで行い、嘉手納でしかできない場合にのみ嘉手納で行うという考え方でやっている。

Ｑ　抗議決議の重みについて、駐日米国大使や在日米軍司令官等に外務省から直接伝えることは可能か。
Ａ　この訓練については、これまでも繰り返し皆様から要請をいただいており、そうしたものも当然踏まえて日々米側とのやり取りをしている。

Ｑ　外務省の姿勢について疑問が消えない。日米合意の形骸化を許さない外交を強く求めたい。
Ａ　（要望にとどまり、次の質問へ移った。）

Ｑ　嘉手納町など地元からの抗議に対してどのような説明を行ったか。米側に立つスタンスではなく思いを酌み取ってもらえないか。
Ａ　やめてほしいという思いを受け、基本的には皆様にお答えしている内容をお伝えした。地元の皆様の声を聞き御理解いただくことが米軍の安定駐留に不可欠であり、極めて重要であると考えている。

Ｑ　米側が嘉手納でしかできない訓練と説明しているならば、常態化すると言っているようなものである。これに対して外務省はどう考えるか。
Ａ　嘉手納飛行場での訓練はあくまで例外的な場合に限るという点については、決してないがしろにしてはいけないという認識の下で対応してきており、今後も対応していく考えである。

Q　要請に対して、在日米軍沖縄地区沖縄事務所からは第18航空団へ直接要請してもらいたいと、第18航空団からは日本政府の所管部署を尋ねるようにと、たらい回しにされている。米軍側が住民の声を聞くことを拒否している状況で、どうやって理解を得られると思うか。
A　日米間の合意に基づいて行われるべきであり、合意の下で行われているか判断するのは日本政府である。常にその立場に立って判断している。

Q　例外規定について我々は米側と交渉できない。主権国家として住民の声を聞いて、例外をなくしていくことが外務省の仕事ではないか。
A　嘉手納での実施が例外的な場合に限るというルールは、変えてはいけないものであると考えている。

Q　前回も今回も大使ではなく副所長が対応しているが、県議会からの要請は副所長が対応することに決めているのか。
A　本日に関しては私が対応させていただいている。いろいろな要請に対し、役割分担をしながら対応しており、副所長が対応すると決めているわけではない。

Q　県民の反対の声を無視している状況について米側と話したことはあるか。
A　要請については、内容を踏まえて米側とやり取りをしている。例外的な場合については、訓練の都度、日本側として判断できるだけのやり取りを踏まえて判断している。

Q　県民の認識としては、例外が続けば合意の見直しを含めて検討したほうがいいというのが現状にある。今日の意見等について、米側とのコミュニケーションを取る場などにおいて沖縄の声を届けてほしい。
A　（要望を受けて終了した。）

〈県外要請　令和８年８月12日(水)及び13日(木)〉
⑴　**内閣総理大臣　高　市　早　苗**
　　内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）　木　原　　稔
　　内閣総理大臣及び内閣官房長官不在のため、森田健司参事官に手交した。

（内閣府内閣官房参事官　森田　健司）

沖縄県議会議員の皆様方におかれては、遠路はるばるお越しいただき感謝申し上げる。

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、日米安全保障条約の目的達成のために、米軍がパラシュート降下訓練を含む様々な訓練を実施することは、米軍の即応体制を維持・向上させる観点から必要であり、かつ極めて重要であると考えている。

その上で、パラシュート降下訓練については、日米間の合意に基づき、伊江島補助飛行場で実施することが基本であり、嘉手納飛行場の使用はあくまでも例外的な場合に限られる。一方、例外的な場合に該当する場合は、嘉手納飛行場が使用されることは手続上認められるものと考えている。

我々政府としては、引き続き米側に対し、訓練の実施に当たっては公共の安全に妥当な考慮を払うとともに、周辺地域への影響を最小限に抑えるよう、しっかりと働きかけてまいる所存である。

（主な質疑応答）

Q　例外的な訓練が何度も行われているが、直近の訓練はいつ行われたか。

A　直近のパラシュート降下訓練については、８月10日に行われたと理解している。

Q　例外について、詳細な内容を私たち県民に説明できないか。例外が何度も続くと常態化であり、詳細が分からないと県議会としても県民に説明がつかない。

A　例外的な場合の定義については、皆様のほうが十分御承知のことと思う。引き続き米側に対し、訓練に当たっては妥当な考慮を払い、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう働きかけていきたい。

Q　米軍側は、運用に関しては日本政府に聞いてほしいと要請を拒絶している。日本政府として説明責任や国家主権はどうなっているのか。また、今後どのように対応していくのか。

A　合意に基づいて進めていくのが政府の立場であり、その中で例外的な運用があると考えている。本日お話しいただいた件については、関係省庁、特に外務省や防衛省と共有し、しっかりと対応できるよう考えていきたい。

Q　嘉手納はパラシュート降下訓練以外にも、駐機場や爆音など様々な問題がある。内閣府としてこれまでの状況を踏まえ、本当に負担軽減になっている

と自信を持って言えるか。
A　政府としてはＳＡＣＯ合意に基づいて、できることを一つ一つ進めてきているものと承知している。

Q　日本政府が米側とどのように交渉しているのか中身が見えない。日米合意で決められた例外規定には、定期的なものではないこと、小規模であること、喫緊の必要があること、悪天候で伊江島補助飛行場が使えないことの４つの条件があるが、現在嘉手納で行われている訓練はどれに当たるのか。
A　個別具体的にその中のどれかに該当するというよりは、総合的に判断され例外的なものとして嘉手納飛行場で実施されていると理解している。

Q　総合的や即応性の維持という言葉ばかりで全然説明になっておらず、まともな説明ができていないからここに来ている。しっかり大臣にも伝えて県民に説明するよう求めたい。
A　御指摘のあった点について承知した。

Q　嘉手納飛行場周辺は、住宅が密集しており、危険性が非常に高い。例外の中身について関係省庁で話し合い、米軍から聞き出すなど議論したことはあるか。
A　御指摘があった点については、関係省庁と共有し、どういったことができるか考えたい。周辺に住宅が密集していることは承知しており、米側に対して訓練が影響を及ぼさないよう引き続き働きかけていく。

Q　県民が望まないことはやらないほうがいい。基地周辺は、住民も交通量も多く危険なため、ここでやらないよう米軍に強く要請できないか。
A　いただいたお話については、関係者とも協議し、何ができるかよく考えて対応していきたい。

Q　今回の問題は、もはや例外ではなく常態化しているため、例外規定も含めて説明してほしいこと、米軍が日本政府に聞くよう要請を拒否していることである。同じ日本国民である沖縄県民に適切な説明がされているか疑問であり、各省庁を取りまとめて、政府からしっかりとした説明をお願いしたい。
A　関係省庁と共有し、適切な対応に努めていきたい。

⑵　外務大臣　茂　木　敏　充

外務大臣不在のため、国光あやの副大臣に手交した。

（外務副大臣　国光　あやの）

沖縄県議会議員の皆様には、本日はお忙しい中、外務省にお越しいただき感謝申し上げる。いただいた要望書は、外務大臣にもしっかり報告する。また、日頃から外務省沖縄事務所の活動に御協力をいただいていることに改めて感謝申し上げる。

我が国の安全保障環境がかつてなく厳しい状況にある中、日米同盟は安全保障政策の基軸であり、在日米軍が沖縄に安定的、かつ安全に駐留するためには、地元の皆様の御理解と御協力が不可欠である。沖縄をはじめとする基地負担の軽減は極めて重要であるため、皆様の御意見を重く受け止め、関係省庁、特に防衛省と連携して、負担軽減に全力で取り組んでいきたい。

（主な質疑応答）

Ｑ　県民からすると例外という言葉で片づけられており、取扱いの中身を明らかにしてほしい。嘉手納は住宅が密集し交通量も多く、なぜ危険な場所で何度も行うのか追及してほしい。

Ｑ　例外と言いながら、わずか３日前にも訓練が行われている。これはＳＡＣＯ合意を無視することであり、ルール無視はやっちゃいけないというのが外務省の役目ではないか。何が例外なのか説明責任も果たしていない。県民の不信感を払拭してほしい。

Ｑ　沖縄の基地負担軽減を目的とするＳＡＣＯ合意から30年たっても嘉手納周辺の住民負担はなくならない。軍事的な理由や即応性の維持を優先するのではなく、県民の安心・安全を最優先するのが国の仕事ではないか。この認識についてしっかり大臣に伝えてほしい。

（上記についてまとめて応答があった。）

Ａ　先生方からの御意見を大臣と防衛省にしっかりお伝えし、負担軽減に向けて全力で取り組んでいきたい。

パラシュート降下訓練自体は、ＳＡＣＯ最終報告やこれまでの日米間の合意に基づき、伊江島補助飛行場での実施が基本であり、嘉手納飛行場の使用はあくまで例外的な場合に限られている。伊江島の補助飛行場の修繕自体は2025年12月に終了しているため、いただいた御指摘を含めて、例外的な場合としての取組を進めていく。

米側からは、パラシュート降下訓練を行う上での安全確保は重要であり、安全に実施できるか総合的に検証した結果、伊江島での実施が困難であった

ため嘉手納で実施したこと。また、パラシュート降下作戦に係る資格の期限が切れてしまうため、部隊の即応性を維持する関係から、このタイミングで実施する必要があるという緊急的なニーズもあったと説明を受けている。周辺に住宅地が密集していることも承知しており、沖縄側の安全に関しても、関係省庁と連携して取り組んでいけるよう努めてまいりたい。

Q　米軍基地関係特別委員会では、主に例外が常態化している点と米軍側が要請を拒絶している点の議論があった。20万人もの人口密集地にパラシュートが落ちてくる光景を想像し、例外というなら何が例外なのか、例外規定の内容も含めてしっかり説明してほしい。

A　先生方のお気持ちや委員会での議論を含めて、大臣や関係者と共有して、今後の対応に努めてまいりたい。

⑶　駐日米国大使　ジョージ・グラス

駐日米国大使不在のため、ツー・ニューエン参事官に手交した。

（安全保障政策課参事官　ツー・ニューエン）

今回の非常に重要な問題について、沖縄からの訪問と大変貴重な意見を聞く機会をいただいたことに感謝申し上げる。パラシュート降下訓練については、日米間の合意の下で伊江島補助飛行場での実施が基本であり、実施条件を満たさない場合、例外的に嘉手納飛行場で行っていると理解している。私自身も日米安全保障に長く関わっており、訓練が周辺住民の皆様に不安を与えていることは十分に承知し、影響や負担を最小限に抑えることにコミットしている。皆様からいただいた意見や懸念については、大使をはじめ、ワシントンの米国政府や米軍関係者にもしっかりと共有する。

（主な質疑応答）

Q　例外であるはずの嘉手納での訓練が常態化しているにもかかわらず、その説明がないことが最大の懸念である。今回の要請に当たり、在沖米軍からは日本政府を尋ねるよう拒否されている。日米友好のためにも明確な説明が必要であり、なぜ例外とされているのか理解できない。

A　日米同盟の友好に感謝する。例外ではなくなっているという指摘や説明がないという声については、必ず米軍に共有させてもらう。引き続き、訓練の基本場所が伊江島であることにコミットする。

Q　３日前にも嘉手納で訓練が実施されている。日米同盟や訓練の必要性は認めるが、ＳＡＣＯ合意をしっかり守ってほしい。例外規定に対する十分な説明がなく県民の不安が解消されないことからしっかり説明してほしい。
A　懸念を理解している。いただいた声を米軍に共有するとともに、外務省にも話をしたい。

Q　基地負担の軽減が目的であったはずのＳＡＣＯ合意は、30年たっても実現していると思えない。例外が常態化しており、嘉手納基地で行うなということがこの抗議決議の中身である。ＳＡＣＯ合意による負担軽減にぜひ取り組んでもらいたい。
A　貴重な意見を共有していただき感謝する。

Q　伊江島補助飛行場の修繕が終わった後も嘉手納で行われているが、なぜ県民から非難されている中、嘉手納でやらなければならないのか、県議としても県民に説明できないため、明確な理由を説明してほしい。
A　いただいた意見について、しっかりと米軍側に共有したい。

⑷　防衛大臣　小　泉　進次郎

防衛大臣不在のため、宮崎政久副大臣に手交した。

（防衛副大臣　宮崎　政久）

沖縄県議会の皆様には防衛省までお越しいただき感謝申し上げる。私自身の地元であり、日頃から地元の皆様と様々な意見交換をさせていただいていることから、要請の趣旨はよく理解しており、その気持ちを共有している。私としては、寄り添うというよりも同じ気持ちであることをお伝えしたい。今回、県議会において決議がなされ、要請に来られたことは防衛省として非常に重く受け止めている。

防衛省としての認識を申し上げると、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、日米安全保障条約の目的達成のため、米軍がパラシュート降下訓練をはじめとする様々な訓練を行うことは、米軍の即応体制を維持する観点から、その重要性を否定することはできない。その点については御理解をいただきたい。

一方で、パラシュート降下訓練については、日米合同委員会の合意により、伊江島補助飛行場で実施することが基本であり、嘉手納を使用する場合はあくまで例外的な場合に限られている。日本政府としてはこれを強く主張して

いかなければならない。防衛省としては米軍に対し、嘉手納を使用できるのはあくまで例外的な場合に限られること、そして日米合同委員会の合意をしっかりと遵守することを今後とも強く伝えていく必要がある。また、訓練を実施する場合であっても、公共の安全に妥当な考慮を払うこと、周辺地域への影響を最小限にとどめることが不可欠であり、これらについて強く申入れを行い、改善の結果が出るよう努めてまいりたい。今後とも、地元の声をしっかりお聞きし努力していく。

（主な質疑応答）

Q　わずか３日前にも訓練が行われており、常態化している。ＳＡＣＯ合意は負担軽減のためだったが、むしろ負担は重くなっている。軍事的な理由等を優先するのではなく、県民の安心・安全を最優先することこそ、沖縄県選出の防衛副大臣の仕事だと思う。今回の意見書は嘉手納での降下訓練自体を中止してほしいという趣旨なので、ぜひ重く受け止めていただきたい。

Q　伊江島の整備は終わっているのに、なぜ嘉手納で行うのか。例外を適用するにも県民には詳細が知らされない。米軍側は要請を拒絶し、沖縄防衛局や外務省沖縄事務所は詳細を説明してくれない。例外を常態化せず、適用する場合もしっかりと説明責任を果たしてほしい。

Q　伊江島補助飛行場の整備が終わっているにもかかわらず嘉手納で降下訓練をしている。理由が分からず県民に説明できない。なぜ嘉手納でやらなければいけないのか。関係省庁で米軍と話し合って見直してほしい。

Q　例外はもはや常態化している。在沖米軍からは日本政府に聞いてくれと言われ、本来あるべき説明がない。ＳＡＣＯ合意とは何だったのか。例外を適用するならしっかりとした説明を県民にするよう求めてほしい。

（上記についてまとめて応答があった。）

Ａ　どこまで説明ができるのかについては、協議していきたいと思う。これまでも天候等の事情により例外的に実施した旨の説明はあったが、全てのことがきちんと県民に伝わっていないという懸念が改めて示されたことを理解した上で、今後の対応を善処していきたい。今回の要請行動が無駄ではなかったと言えるよう私自身もしっかり努力していきたい。

以　上

別紙

要　　請　　日　　程

県内要請

月　日	曜日	時間	要　　請　　先　　等	場　所
令和８年 ７月23日	木	11:00 ～ 11:30	沖縄防衛局長 村　井　　勝	沖縄防衛局 会議室
		13:45 ～ 14:15	外務省沖縄事務所特命全権大使 紀　谷　昌　彦 （特命全権大使不在のため、篠原亮子副所長に手交）	外務省沖縄 事務所 会議室

県外要請

月　日	曜日	時間	要　　請　　先　　等	場　所
令和８年 ８月12日	水	9:55 ～ 12:25	那覇空港発（ＪＡＬ902便） 羽田空港着	
		15:00 ～ 15:15	内閣総理大臣　高　市　早　苗 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）　木　原　　稔 （内閣総理大臣及び内閣官房長官不在のため、森田健司内閣官房参事官に手交）	内閣府本府 会議室
８月13日	木	9:30 ～ 9:45	外務大臣　茂　木　敏　充 （大臣不在のため、国光あやの外務副大臣に手交）	外務省 副大臣 応接室
		10:30 ～ 11:00	駐日米国大使　ジョージ・グラス （大使不在のため、ツー・ニューエン安全保障政策課参事官に手交）	駐日米国 大使館 会議室

		11:45 ～ 12:00	防衛大臣　小　泉　進次郎 （大臣不在のため、宮崎政久副大臣に手交）	防衛省 第一省議室
		13:55 ～ 16:25	羽田空港発（ＪＡＬ917便） 那覇空港着	